

# 静岡市監査委員会議記録

会 議 令和3年度 第3回 監査委員臨時協議会

開催日時 令和4年3月16日（水）午前10時10分～10時50分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、大村 一雄、佐藤 成子  
事務局長 高田 和昌  
書 記 杉田 陽子  
白鳥 浩司、山田 裕、稲葉 典子  
望月健司郎  
新海 拓也

---

## 会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第36号 令和3年度包括外部監査結果の公表について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

包括外部監査人から提出された包括外部監査結果について公表することを決定した。

イ 協第37号 住民監査請求の受理・不受理の決定について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集及び資料により説明

(ウ) 発言等

今回の請求が行為の差止めを求めるものであったため、事務局からは、受理・不受理の協議のほか、暫定的停止措置の適用についても説明があった。

(白鳥委員)

事後的に回復することの困難な財産的損害が生じることが暫定的停止措置の要件のひとつのことであるが、暫定的停止をすることなく監査を実施していく過程で、大きな財産的損害が生じると見込まれることになった場合はどうなるのか。

(事務局)

暫定的停止措置は、監査着手前の現時点で行為の停止を求めるもの。

監査着手後にそのような状況となった場合、速やかに監査結果を決定し、勧告することとなる。

(白鳥委員)

市の提出した回答には、4月に着工とある。

業者が着手したあとに違法性が把握され、停止を求めるとなれば、却って混乱を招かないか。

(事務局)

停止に関して、監査委員はあくまでも勧告をするに過ぎず、それを受けて停止をするかしないかは市長側が決定することになる。

暫定的停止措置は、相当の違法性がなければできないため、中止については、損害を踏まえて市長側が自らの裁量で判断することとなる。

(遠藤代表)

暫定的停止措置について確認したい。違法であるかということと、回復困難な損害を避けるため緊急性があるかということと、人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないということ、その全部が該当して初めて勧告することができるということか。全部が該当していれば、監査委員全員の合議で判断すべきだが、今の説明だと1項目でも満たしていなかった場合止めることができないということによいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、当該協議事項について諮ったところ全員一致で受理し、地方自治法第242条第4項の規定による暫定的停止については要件を満たしていないことからこれを行うことなく監査を実施することとして決定された。